

第 1 章
令和 2 年度
知的財産保護包括協力推進事業の概要

第1節 共同研究の背景と目的

我が国と既に深い経済的相互依存関係を有する中国では、世界の工場から世界の市場へと変貌する中で、製造業に限らない日系企業等の進出が一層見込まれる。日系企業等が活発な事業を展開していく前提として、中国における特許・商標・意匠等の産業財産権の迅速な権利化及び適切な保護が必要不可欠となっている。

中国における知的財産権制度は、WTO・TRIPS 協定への加盟以降、近年急速に整備されてきた。また、近年の中国における特許出願件数は2011年以降、世界第1位であり、その伸び率も顕著であり、中国における知的財産の重要性は非常に高まってきている。2020年11月末まで¹、中国における有効発明専利の件数は301.0万件、有効実用新型専利の件数は678.8万件、有効外観設計専利の件数は215.6万件である。また、商標領域においては、2020年11月末までの有効登録商標の件数が2965.2万件に達しており、2020年1月から11月における商標登録出願件数だけで、840.9万件になっており、商標登録件数が517.3万件に達している等、中国における知的財産権の重要性が益々顕著になっている。他方、知的財産権の保護強化の問題や取引環境に適した制度設計の問題、制度上の差異に起因する質の低い実用新案権や意匠権による権利濫用のおそれや冒認商標問題、模倣品摘発など権利執行に係る問題等、法律の制度面での不備及び運用面での問題が少なくない状況にある。

一方、日本では、2002年に「知的財産基本法」が制定され、知的財産の創造、保護及び活用に関する施策への取組が行われてきたが、2018年6月12日に、政府知的財産戦略本部は「知的財産政策ビジョン～「価値デザイン社会」を目指して～」を発表し、未来を見据えた価値デザイン社会の実現に向けた具体的な政策の方向性を示した。これに基づき、今後日本においては、知財立国を基盤とした価値デザイン社会の実現に向けた総合的且つ一貫した知的財産戦略に関する政策が推進されることとされている。また、デジタル技術の発展など環境の変化を踏まえて、大切な技術等を十分に守れるよう、産業財産権に関する訴訟制度を改善するとともに、デジタル技術を活用したデザインの保護や、ブランド構築等のため、意匠制度等を強化する法改正を令和元年においてなされた。

日中における今後の知財戦略を考える上で、国際的な感覚が欠かせないところ、差し当たり特にアジアにおいて知財活動が活発である日中両国が交流を深め、知財政策を整備していくことが重要である。具体的には、知財に関する状況を中国政府関係機関、学術機関等と緊密に交流を行うことにより理解を深めることが何より重要であり、連携を深め、政策のベースとなる中国における公平な企業活動を行う面から産業財産権が適切に保護される事が重要になってきているといえよう。くわえて、中国における、中国の法改正・司法解釈、法運用の抜本的な改善に資する調査・研究を実施する事が極めて有益になってきている。

よって、中国でこれまで進められてきた知的財産に関する取組・戦略について取りまとめを行うとともに、日本における「知的財産政策ビジョン」についての検証を行い、日中両国における今後の知財戦略を見据えて、知的財産の創造・保護・活用をさらに発展せしめる知的財産制度を検証する事を目的に、日本・中国双方の有識者ととともに日本・中国両国の知的財産施策の方向性の検証及び、それらに関する調査・研究を共同で実施した。

¹ 文中の中国における知的財産権に関する主な統計データは、以下に由来する。国家知識産権局「知識産権統計簡報」2020年20期（総48期）。

第2節 共同研究の概要

I. 実施事項

1. 中国政府関係機関・学術機関と連携した課題抽出と提言等

- (1) 産業財産権法及び隣接法に係る制度・運用（審査・エンフォースメント等）適正化に資する共同研究の実施
- (2) 産業財産権法及び隣接法を所管する等の知財に関する中国政府関係機関との意見交換の実施
- (3) 共同研究における提案内容の精査

2. 法・運用整備に係る中国知財関係者との知見の共有及び共通理解の向上

- (1) 産業財産権法及び隣接法を所管する等の知財に関する中国政府関係機関・学術機関担当者等知財関係者の招へい並びに日本の有識者及び日本のユーザー（出願人・弁理士等）との意見交換の実施
- (2) 中国政府関係機関・学術機関等との共催による中国知財関係者を対象とした法制度・運用に係るワークショップの実施

3. その他共同研究を実施するための基礎調査

- (1) 中国政府関係機関・学術機関との研究体制及びその成果を法改正に反映する手段に関する調査
- (2) 共同研究の重点項目や優先項目に関する基礎調査

Ⅱ. 研究テーマと担当研究者

1. 知的財産権の損害賠償制度に関する研究

中国側	日本側
呉 漢東 教授（中南財經政法大学） 管 育鷹 教授（中国社会科学院） 張 鵬 専任研究員（中国社会科学院）	田村 善之 教授（東京大学） 中山 一郎 教授（北海道大学）

2. 電子商取引における商標保護の在り方に関する日中比較研究

中国側	日本側
李 明德 教授（中国社会科学院） 彭 学龍 教授（中南財經政法大学） 顧 昕 副研究員（国家知識産権局 知識産権発展研究センター）	潮海 久雄 教授（筑波大学） 金子 敏哉 准教授（明治大学）

第3節 研究者会議、ワークショップ、意見交換の概要

I. 用語

この事業における研究者会議、ワークショップ及び意見交換とは、以下のとおりである。

研究者会議とは、この事業の共同研究者により行われるもので、定められた研究テーマについて、研究テーマの進捗状況、研究内容の確認・議論等を行う会議である。

ワークショップ（討論会）とは、タイムリーなテーマを選定し、当該領域における日中両国の専門家を招き、報告を行い、当該報告に基づいて参加者全員が討論を行う会議であり、学識経験者、知的財産権制度策定・運用関係者、業界関係者等を参加者とする会議である。

意見交換を、日本の有識者及びユーザとの意見交換と、中国政府関係機関の担当者等との意見交換とに分類する。日本の有識者及びユーザとの意見交換とは、産業財産権法及び隣接法を所管する等の知財に関する中国政府関係機関・学術機関担当者等の知財関係者を招へいし、日本の有識者又は出願人や弁理士等のユーザと意見交換を行うものをいう。中国政府機関の担当者等との意見交換とは、共同研究の成果がまとまる時期に併せて、産業財産権法及び隣接法を所管する等の知財に関する中国政府関係機関等の担当者を招き、研究成果の報告を行い、意見交換を行うものをいう。

II. 研究者会議

1. 第一回会議

日時等：2020年7月19日（日曜日）（開催方法：TV会議）

主 催：一般財団法人 知的財産研究教育財団 知的財産研究所

概 要：

全体会議と分科会（テーマ別に会場分けして行う会議）を開催した。

全体会議には日中共同研究者全員が参加して、各研究者が担当する研究テーマについて、問題意識や研究の方向性等を報告し、全員で議論を交わした。

全体会議終了後、共同研究者が研究テーマ毎に分かれて分科会に臨み、より深く議論を交わした。

出席者：

中国側	日本側
◆共同研究者 呉 漢東 教授（中南財經政法大）、 彭 学龍 教授（中南財經政法大）、 李 明德 教授（中国社会科学院）、 管 育鷹 教授（中国社会科学院）、 張 鵬 専任研究員（中国社会科学院）、 顧 昕 副研究員（CNIPA発展研究センター） ◆オブザーバー 鄧 儀友 処長（発展研究センター）	◆共同研究者 田村 善之 教授（東京大）、 潮海 久雄 教授（筑波大）、 中山 一郎 教授（北海道大）、 金子 敏哉 准教授（明治大） ◆主催者 小林 徹 常務理事、 二階堂 恭弘 研究部長 ◆オブザーバー 田村 直寛 班長（日本特許庁）、 竹内 斎 係長（日本特許庁）、 山本 英一 部長（JETRO・北京）、 松本 要 部長（JETRO・香港）、 安積 高靖 一等書記官（日本大使館経済部）、 竹之内 正隆 副部長（JETRO・北京） 王 瑩 經理（JETRO・北京） ◆事務局 井手 李咲 主任研究員、 松尾 望 上席研究員、 元水 信広 主任研究員

2. 第二回会議

日時等：2020年10月24日（土曜日）（開催方法：TV会議）

主 催：一般財団法人 知的財産研究教育財団 知的財産研究所

概 要：

本年度の研究テーマに関係する日中両国の実務家を招いて、実務的な観点から研究テーマに関する基調講演を行い、共同研究者と意見を交換した。また、意見交換終了後、共同研究者が研究テーマ毎に分かれ、実務家も交えて研究テーマについて議論を交わした。

各講演者の講演テーマは、以下のとおりである。

- 「特許法 102 条と最新の知財高裁大合議判決～損害賠償額の算定について～」

清水 節 弁護士

- 「中国の法院における知的財産権に係る損害賠償の司法実務の新たな進展」

宋 健 法官

- 「電子商取引における商標保護」

林 いづみ 弁護士

- 「アリババ社の知的財産保護」

王 旭明 総監

また事務局から基礎調査（中国における専利権侵害訴訟データベースの分析）の結果概要を説明した。

出席者：

中国側	日本側
◆共同研究者 呉 漢東 教授（中南財經政法大）、 彭 学龍 教授（中南財經政法大）、 李 明德 教授（中国社会科学院）、 管 育鷹 教授（中国社会科学院）、 張 鵬 専任研究員（中国社会科学院）、 顧 昕 副研究員（CNIPA発展研究センター） ◆実務家講演者 宋 健 法官（江蘇省高級人民法院）、 王 旭明 総監（アリババ社） ◆オブザーバー 鄧 儀友 処長（CNIPA発展研究センター）	◆共同研究者 田村 善之 教授（東京大）、 潮海 久雄 教授（筑波大）、 中山 一郎 教授（北海道大）、 金子 敏哉 准教授（明治大） ◆主催者 小林 徹 常務理事、 二階堂 恭弘 研究部長 ◆オブザーバー 田村 直寛 班長（日本特許庁）、 竹内 斎 係長（日本特許庁）、 山本 英一 部長（JETRO・北京）、 松本 要 部長（JETRO・香港）、 竹之内 正隆 副部長（JETRO・北京）

	王 瑩 経理 (JETRO・北京) ◆事務局 井手 李咲 主任研究員、 松尾 望 上席研究員、 元水 信広 主任研究員
--	--

3. 第三回会議

日時等：2021年1月10日（日曜日）（開催方法：TV会議）

主 催：一般財団法人 知的財産研究教育財団 知的財産研究所

概 要：

日中共同研究者全員で本年度の各研究テーマのまとめ案について議論し、各研究員が一年間の共同研究について振り返りを行った。

また、今後日中両国において共同研究すべきテーマに関する議論を交わした。

出席者：

中国側	日本側
◆共同研究者 呉 漢東 教授（中南財經政法大）、 彭 学龍 教授（中南財經政法大）、 李 明德 教授（中国社会科学院）、 管 育鷹 教授（中国社会科学院）、 張 鵬 専任研究員（中国社会科学院）、 顧 昕 副研究員（CNIPA発展研究センター） ◆オブザーバー 鄧 儀友 処長（CNIPA発展研究センター）	◆共同研究者 田村 善之 教授（東京大）、 潮海 久雄 教授（筑波大）、 中山 一郎 教授（北海道大）、 金子 敏哉 准教授（明治大） ◆主催者 小林 徹 常務理事、 二階堂 恭弘 研究部長 ◆オブザーバー 田村 直寛 班長（日本特許庁）、 竹内 斎 係長（日本特許庁）、 山本 英一 部長（JETRO・北京）、 松本 要 部長（JETRO・香港）、 安積 高靖 一等書記官（日本大使館経済部）、 竹之内 正隆 副部長（JETRO・北京） ◆事務局 井手 李咲 主任研究員、 元水 信広 主任研究員

Ⅲ. ワークショップ（討論会）

1. ワークショップ

日時等：2020年7月18日（土曜日）（開催方法：TV会議）

主 催：一般財団法人 知的財産研究教育財団 知的財産研究所／
中南財經政法大学 知識産権研究センター

概 要：

「電子商取引における知財の保護と司法実務」をテーマとして掲げ、電子商取引における知財保護の在り方や、司法実務について、日中両国の専門家により基調講演が行われ、講演内容を踏まえて活発に意見を交換した。

当該問題について学術的な観点からは、名古屋大学の林秀弥教授が日本におけるプラットフォームに関する競争法的な観点から検討され、北京大学の薛軍教授より中国の電子商取引法におけるプラットフォームの知財保護の規定に関する解説がなされた。

また実務的な観点からは、アリババ社の秦健法律総顧問より中国の大手プラットフォーマーとしての問題提起を行い、日本の関連状況については、企業に所属する弁護士や弁理士で構成され、スタートアップのサポートを行っているインハウスハブ法律事務所代表の足立昌聡弁護士より日本におけるプロバイダ責任制限法と信頼性確認団体制度について紹介された。

さらに、司法実務の観点からは、中国の最高人民法院の秦元明法官、上海市高級人民法院の劉軍華法官により中国の知財保護を取り巻く司法現状について紹介され、日本の知的財産高等裁判所元所長の設楽隆一弁護士より日本の状況を紹介され、日中の専門家の間で有意義な意見交換がなされた。

なお、各講演者の講演テーマは、以下のとおりである。

【電子商取引における知財の保護と司法実務】

●「プラットフォームに関する競争法的考察」

林 秀弥 教授（名古屋大学）

●「中国の電子商取引法におけるプラットフォームの知財保護の規定に関する解説」

薛 軍 教授・院長（北京大学）

●「電子商取引法におけるプラットフォーマー15日の猶予期間についての現実の苦境及び提案」

秦 健 法律総顧問（アリババ社）

●「プロバイダ責任制限法と信頼性確認団体制度」

足立 昌聡 弁護士（インハウスハブ東京法律事務所）

●「中国における知的財産侵害の懲罰的損害賠償の司法判断」

秦 元明 法官（最高人民法院第三民事法廷）

●「中国の懲罰的損害賠償制度の立法基礎と価値指向」

劉 軍華 法官（上海市高級人民法院知識産権法廷）

●「特許権侵害訴訟における損害賠償請求について」

設楽 隆一 弁護士・会長（創英国際特許法律事務所）

出席者：

中国側	日本側
◆共同研究者 呉 漢東 教授（中南財經政法大）、 彭 学龍 教授（中南財經政法大）、 李 明德 教授（中国社会科学院）、 管 育鷹 教授（中国社会科学院）、 張 鵬 専任研究員（中国社会科学院）、 顧 昕 副研究員（CNIPA発展研究センター） ◆講師（中国側） 薛 軍 教授（北京大学）、 秦 健 法律総顧問（アリババ社）、 秦 元明 法官（最高人民法院）、 劉 軍華 法官（上海市高級人民法院） ◆オブザーバー 鄧儀友 処長（国家知識産権局知識産権発展研究センター）	◆共同研究者 田村 善之 教授（東京大）、 潮海 久雄 教授（筑波大）、 中山 一郎 教授（北海道大）、 金子 敏哉 准教授（明治大） ◆講師（日本側） 林 秀弥 教授（名古屋大学）、 足立 昌聡 弁護士（インハウスハブ東京）、 設楽 隆一 弁護士（創英国際特許法律事務所） ◆主催者 小林 徹 常務理事、 二階堂 恭弘 研究部長 ◆オブザーバー 田村 直寛 班長（日本特許庁）、 竹内 斎 係長（日本特許庁）、 山本 英一 部長（JETRO・北京）、 松本 要 部長（JETRO・香港）、 安積 高靖 一等書記官（日本大使館経済部）、 竹之内 正隆 副部長（JETRO・北京） 蔣 春霞 主管（JETRO・北京） ◆事務局 井手 李咲 主任研究員、 松尾 望 上席研究員、 元水 信広 主任研究員

IV. 日本の有識者及びユーザとの意見交換

1. 企業の知財担当者との意見交換

日 時：2020年10月23日（金曜日）午前

訪問先：KDDI株式会社

概 要：

KDDI株式会社のコーポレート統括本部総務本部知的財産室におられる川名弘志室長よりまずKDDI社の歴史、現在の実情についてご紹介があり、続いて海外知財戦略や、知財環境の変化に対応する取り組みを、それぞれ実務的な観点からご説明頂き、その上で日本側と中国側の共同研究者と意見を交換した。意見交換をすることによりKDDI社の知財に関する考え方等について理解を深めた。

出席者：

中国側	日本側
◆共同研究者 呉 漢東 教授（中南財經政法大）、 彭 学龍 教授（中南財經政法大）、 李 明德 教授（中国社会科学院）、 管 育鷹 教授（中国社会科学院）、 張 鵬 専任研究員（中国社会科学院）、 顧 昕 副研究員（CNIPA発展研究センター）	◆KDDI 株式会社 川名 弘志 室長 コーポレート統括本部・総務本部・知的財産室、 大野 拓哉 リーダー 知財渉外グループ、 小林 めぐみ 主任 知財渉外グループ ◆共同研究者 田村 善之 教授（東京大）、 潮海 久雄 教授（筑波大）、 中山 一郎 教授（北海道大）、 金子 敏哉 准教授（明治大） ◆オブザーバー（日本側） 田村 直寛 班長（日本特許庁）、 竹内 斎 係長（日本特許庁） ◆事務局 二階堂 恭弘 研究部長、 井手 李咲 主任研究員、 松尾 望 上席研究員、 元水 信広 主任研究員

2. 会議形式の意見交換

日時等：2020年10月23日（金曜日）（開催方法：TV会議）

主 催：一般財団法人 知的財産研究教育財団 知的財産研究所

概 要：

産業界や実務界を代表して、一般社団法人日本知的財産協会（JIPA）、日本商標協会の担当者により講演が行われた。具体的な内容は、改正中の中国専利法に関する御要望や商標制度を中心とした知的財産権に係る損害賠償制度に関する問題意識、日本での取り組みについてご紹介がなされ、講演後は、日中両国の共同研究者が、産業界や実務界の知財担当者と意見を交換した。

なお、講演者の講演テーマは、以下のとおりである。

●「専利法改正案（二次審議稿）等に関する要望」

JIPA 法改正 SWG 北島 穂高 メンバー（東レ㈱主任部員）

●「知的財産権の損害賠償（商標法を中心に）」

日本商標協会 富岡 英次 副会長・弁護士・弁理士（中村合同特許法律事務所顧問）

出席者：

中国側	日本側
◆共同研究者 呉 漢東 教授（中南財經政法大）、 彭 学龍 教授（中南財經政法大）、 李 明德 教授（中国社会科学院）、 管 育鷹 教授（中国社会科学院）、 張 鵬 専任研究員（中国社会科学院）、 顧 昕 副研究員（CNIPA発展研究センター）	◆共同研究者 田村 善之 教授（東京大）、 潮海 久雄 教授（筑波大）、 中山 一郎 教授（北海道大）、 金子 敏哉 准教授（明治大） ◆講演者 北島 穂高 法改正 SWG メンバー（東レ㈱）、 富岡 英次 副会長・弁護士・弁理士（日本商標協会、中村合同特許法律事務所） ◆主催者 小林 徹 常務理事、 二階堂 恭弘 研究部長 ◆オブザーバー 田村 直寛 班長（日本特許庁） 竹内 斎 係長（日本特許庁） ◆会議参加者（日本側） ・日本知的財産協会（JIPA） 森岡悠太 アジア戦略PJ、東アジア法改正 WG

	リーダー（㈱フジクラ） 吉原利樹 東アジア WG メンバー（東芝 IPR ソ リューション㈱）、 柳浦貴志 東アジア WG メンバー（本田技研工業 ㈱）、 霧生直人 国際第3委員会委員長（日産自動車 ㈱）、 古谷真帆 事務局（政策グループ） ・日本商標協会 櫻木信義 副会長（櫻木国際特許事務所 弁 理士） 荒俣智子 副会長（帝人㈱知的財産部 知財管 理室商標・ブランド推進チ ーム長/総務チーム長）、 佐藤俊司 国際活動委員会委員長（TMI 総合法 律事務所 弁理士）、 香原修也 事務局長（秀和特許事務所 弁理 士） ◆事務局 井手 李咲 主任研究員、 松尾 望 上席研究員、 元水 信広 主任研究員
--	--

V. 中国政府関係機関との意見交換

1. 会議形式の意見交換

日時等：2021年1月9日（土曜日）～10日（日曜日）（開催方法：TV会議）

主 催：中国社会科学院 知識産権センター

概 要：

中国の政府関係者等を会場に招き、日中共同研究者が、それぞれ担当する研究テーマに関する共同研究の成果を報告した。これらの研究成果の発表に基づいて、中国の政府関係者等と意見を交換し、双方の共通理解を深めた。

出席者：

中国側	日本側
◆共同研究者 呉 漢東 教授（中南財經政法大）、 彭 学龍 教授（中南財經政法大）、 李 明德 教授（中国社会科学院）、 管 育鷹 教授（中国社会科学院）、 張 鵬 専任研究員（中国社会科学院）、 顧 昕 副研究員（CNIPA発展研究センター） ◆会議参加者（中国側） 国家市場監督管理総局、最高人民法院、北京市高級人民法院、北京知識産権法院、北京インターネット法院、北京市海淀区人民法院、北京市朝陽区人民法院、中華商標協会、中国科学院大学、中国社会科学院大学、清華大学、北京外国語大学、北京第二外国語大学、中央財經大学、北京理工大学、北京化工大学、天津大学、北方工業大学、「知識産権」雑誌社、北京聯德律師事務所、北京環球律師事務所、永新律師事務所、北京万慧達律師事務所、美团公司等から32名の出席者	◆共同研究者 田村 善之 教授（東京大）、 潮海 久雄 教授（筑波大）、 中山 一郎 教授（北海道大）、 金子 敏哉 准教授（明治大） ◆主催者 小林 徹 常務理事、 二階堂 恭弘 研究部長 ◆会議参加者（日本側） 田村 直寛 班長（日本特許庁）、 竹内 斎 係長（日本特許庁）、 安積 高靖 一等書記官 （駐中国日本国大使館）、 松本 要 部長（JETRO・香港）、 山本 英一 部長（JETRO・北京）、 竹之内 正隆 副部長（JETRO・北京）、 ◆事務局 井手 李咲 主任研究員、 松尾 望 上席研究員、 元水 信広 主任研究員

2. 訪問形式の意見交換

*特別な事情により渡航が実現できず、中止。